

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	保育に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、保育に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保育に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・保育所の入所申込書の受付、当該申込者のリストの作成に関する事務 ・申込者リストを元に、入所させる児童の選考に関する事務 ・選考結果による利用調整結果通知書の送付に関する事務 ・入所承諾の決定を受けた児童の世帯状況及び世帯員の所得情報を参照した保育料の決定並びに利用者負担額通知書の送付に関する事務 ・保育料の納付書作成及び徴収に関する事務 ・保育料の滞納整理に関する事務 ・申込辞退、保育所退所、住所変更、児童に関する情報等の修正に関する事務 ・保育料の変更通知に関する事務 ・保育の実施の解除等に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、保育に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 春日部市中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル・電子申請システム) 7. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 子ども子育て入所者ファイル
- (2) 子ども子育て賦課ファイル
- (3) 子ども子育て収納ファイル
- (4) 子ども子育て給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法9条第1項 別表の9、127の項
--------	------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (別表主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (保育に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(155の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部 保育課
-----	------------

②所属長の役職名	保育課長		
6. 他の評価実施機関			
—			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	市政情報課 市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、子ども子育て支援システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	公表日	2015/9/14	2019/6/28	事後	
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 総合福祉システム(保育)	1. 総合福祉システム(子ども子育て)	事後	
令和1年6月28日	2. 特定個人情報ファイル名	2. 総合福祉システム(子ども子育て)	2. 滞納管理システム	事後	
令和1年6月28日		(1) 保育入所者ファイル	(1) 子ども子育て入所者ファイル	事後	
令和1年6月28日		(2) 保育賦課ファイル	(2) 子ども子育て賦課ファイル	事後	
令和1年6月28日	3. 個人番号の利用	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事後	
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部 保育課	こども未来部 保育課	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署	-	保育課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目			事後	
令和1年6月28日	1. 対象人数	2014/12/19	2019/6/28	事後	
令和1年6月28日	2. 取扱者数	2014/12/19	2019/6/28	事後	
令和1年6月28日	いつ時点の計数か			事後	
令和3年5月28日	Ⅱ しきい値判断項目			事後	評価の再実施による変更
令和3年5月28日	1. 対象人数	2019/6/28	2021/5/21	事後	
令和3年5月28日	2. 取扱者数	2019/6/28	2021/5/21	事後	評価の再実施による変更
令和3年5月28日	いつ時点の計数か			事後	
令和3年9月21日	I-1-③ システムの名称	1. 総合福祉システム(子ども子育て)	1. 子ども子育て支援システム	事前	
令和3年9月21日	I-1-③ システムの名称	2. 滞納管理システム	2. 保育収納システム	事前	
令和5年3月30日	I-1-③ システムの名称	1. 総合福祉システム(子ども子育て)	6. 申請管理システムを追加	事後	
令和5年3月30日	I-1-③ システムの名称	2. 滞納管理システム		事後	
令和5年3月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号	1. 番号法第19条第8号	事後	
令和6年1月4日	I-7請求先, I-8連絡先	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	